

調達要求番号：32JA1A00042

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
市販品		NALOG-22	
		作成	令和5年9月27日
		変更	令和5年 月 日
		作成部隊等名	北部方面後方支援隊本部付隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北部方面後方支援隊本部付隊において市販品の調達について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GTL-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GTL-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

## 2 一般的事項

製品は、“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”（以下「グリーン購入法」という。）に適合するものとする。ただし、一般市場に流通している物品で、グリーン購入法に適合しないものについては、この限りではない。また、本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格ならびに商習慣とする。

なお、この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品指定による場合を除き、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

## 3 製品に関する要求

### 3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

### 3.2 製品の表示

製品の表示は、GTL-CG-Z000001の2.3による。

なお、表示内容について、特に指定する必要がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

## 4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。

### 5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。

調 達 品 目 表

調達要求番号	32JA1A00042	仕様書番号	NALOG-22
調達要求年月日	令和5年9月27日	作成年月日	令和5年9月27日
物品番号等		作成部隊等名	北部方面後方支援隊本部付隊

1 調達品目

品 名	カタログ製品名	注 記
水性多用途塗料	ESCO No. 54:EA942EB-16A ESCO No. 54:EA942E-16 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）	項目番号 1
水性多用途塗料	ESCO No. 54:EA942EB-11A ESCO No. 54:EA942E-11 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）	項目番号 2
目印テープ	ESCO No. 54:EA983DB-51	項目番号 3
草刈りチップソー	ESCO No. 54:EA898B-35 ESCO No. 54:EA898B-4 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）	項目番号 4
草刈りナイロンコード	ESCO No. 54:EA898R-27 ESCO No. 54:EA898R-21 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）	項目番号 5
クレオソート用刷毛	ESCO No. 54:EA109HG-12 ESCO No. 54:EA109M-13 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）	項目番号 6
ペイント用刷毛	ESCO No. 54:EA109LC-13 ESCO No. 54:EA109LB36 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）	項目番号 7
	— 以 下 余 白 —	

注 この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。